

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月16日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(17) 略 (18) <u>中学校を卒業するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（ただし<u>中学校を卒業するまでの子が2人以上の場合は10日</u>）の範囲内の日又は時間  (19)～(22) 略 2 略</p>	<p>(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(17) 略 (18) <u>職員が、小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（ただし<u>小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日</u>）の範囲内の日又は時間 (19)～(22) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。